

北河内4市リサイクル施設組合 温暖化対策実行計画

平成25年4月

北河内4市リサイクル施設組合

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 地球温暖化	
2 地球温暖化対策の経緯	
3 地球温暖化対策実行計画策定の趣旨	
第2章 計画の基本的事項	2
1 計画の目的	
2 計画の期間	
3 計画の対象範囲	
4 対象とする温室効果ガス	
5 計画の目標	
6 これまでの温室効果ガス排出状況	
第3章 温室効果ガス排出の抑制対策	4
1 電気の使用・電化製品の購入	
2 紙の購入・印刷物の発注	
3 その他の事務・事業に関する取組	
4 環境に配慮した物品等の購入に関する取組	
第4章 推進体制及び実施状況の点検・公表等	6
1 推進体制	
2 職員に関する研修・啓発等	
3 実施状況の点検・公表等	

第1章 計画策定の趣旨

1 地球温暖化の問題

地球温暖化は、様々な人間の活動によって、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇は、海面水位の上昇に伴う陸域の減少や豪雨・干ばつなどの異常気象の増加など、私たちの生活へ深刻な影響を与えていると言われています。

2 地球温暖化対策の状況

(1) 国際的な動き

年	国際的な動き
平成4年(1992年)	国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)
平成9年(1997年)	京都議定書採択(2005年発効)

(2) 国内

年	法律施行状況
平成10年(1998年)	地球温暖化対策の推進に関する法律公布(1999年施行)
平成20年(2008年)	地球温暖化対策の推進に関する法律改正

(3) 構成4市(枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市)

年	環境基本計画・温暖化実行計画等策定状況(策定・最終改定年度)
平成19年度 (2007年度)	枚方市役所CO2削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～
	枚方市地球温暖化対策地域推進計画
	四條畷市環境基本計画
	交野市環境マネジメントシステム
平成22年度 (2010年度)	第3期寝屋川市役所温暖化対策実行計画
	寝屋川市グリーン調達方針(改定)
	枚方市環境に配慮した物品の購入(グリーン購入)推進指針(一部改正)
	第2次枚方市環境基本計画
	寝屋川市環境基本計画(改定)
平成23年度 (2011年度)	第2次四條畷市地球温暖化対策実行計画
	枚方市低公害車等導入指針(改定)
	枚方市エコオフィスに関する取り組み指針(改定)
	交野市環境基本計画

3 地球温暖化対策実行計画策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律第4条(地方自治体の責務)において、温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進すること、また、同法20条の3において、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定・公表することなどが規定されています。

一部事務組合等の地方公共団体の組合においても地方自治法第292条に基づき、都道府県・市町村の規定の準用により、実行計画を策定しなければなりません。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき実行計画を策定し、本組合の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制の対策に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の期間

本計画の期間は平成25年度(2013年度)から平成32年度(2020年度)の7年間とし、基準年度を平成20年度(2008年度)とします。また、本計画は本組合の温室効果ガスの排出状況や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。

3 計画の対象範囲

本計画は、本組合が直接実施する全ての事務事業を対象とします。

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温暖化対策推進法第2条第3項に6物質が規定されていますが、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンについては、排出量の算定が困難であることから対象外とし、二酸化炭素を対象とします。

5 計画の目標

平成32年度(2020年度)の温室効果ガスの総排出量を、平成20年度(2008年度)を基準に、 <u>12%削減</u> することを目標とします。

平成22年度(2010年度)策定の寝屋川市環境基本計画(改定版)では、温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素社会を実現するためには、寝屋川市の市民・事業者・行政の三者が協働し、地域が一体となって取り組みを進めることとしています。その中で、平成2年(1990年)を基準に寝屋川市の事務事業から生じる温室効果ガスの排出量を平成32年度(2020年度)に25%削減することを掲げています。

本組合施設は、寝屋川市内に立地していることから、寝屋川市環境基本計画(改定版)にある削減目標を参考としますが、本組合施設から排出される二酸化炭素の大部分が施設稼働に伴うものであり、オフィス等と比較して省エネルギー対策が困難であるため、年1%程度削減を目途に、温室効果ガスの総排出量12%削減することを目標とするものです。なお、温室効果ガス排出係数については、毎年環境省から公表される最新データを使用します。また、電気使用に係る排出係数については、実排出係数を基本とし、調整後排出係数による温室効果ガス排出量についても参考とします。

6 これまでの温室効果ガス排出状況

本組合では、平成 20 年(2008 年) 2 月の施設稼働以降、常に省エネルギー意識を持って温室効果ガスの排出抑制の取組を行ってきました。特に平成 23 年度は、東日本大震災による原発事故などを受け、全国的な節電の動きがあり、エアコンの適正温度管理やこまめに消灯するなど様々な省エネ対策を講じました。その結果、実排出係数(電気)を用いた温室効果ガス総排出量は、平成 23 年度(2011 年度)と平成 20 年度(2008 年度)を比較して、100.493 t-CO₂(26.2%)削減しています。

(1)実排出係数(電気)を用いた温室効果ガス総排出量

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実 排 出 係 数	0.000366	0.000355	0.000294	0.000311
排 出 量 (t - C O ₂)	383.038	349.041	293.538	282.545
削 減 率 (%)	基準年度	-8.9	-23.4	-26.2

※実排出係数(t-CO₂/kWh)

(2)調整後排出係数(電気)を用いた温室効果ガス総排出量(参考)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
調 整 後 排 出 係 数	—	0.000299	0.000265	0.000281
排 出 量 (t - C O ₂)	—	294.762	265.273	255.605

※調整後排出係数(t-CO₂/kWh)

※平成 20 年度は、実排出係数と調整後排出係数の区別なし。

(3)エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の推移

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電 気	使用量 (kWh)	1,024,068	969,278	974,669	898,013
	削 減 率 (%)	基準年度	-5.4	-4.8	-12.3
ガ ソ リ ン	使用量 (L)	828.16	752.43	571.21	676.03
	排 出 係 数	2.32 t-CO ₂ /kl			
	排 出 量 (t - C O ₂)	1.921	1.746	1.325	1.568
	削 減 率 (%)	基準年度	-9.1	-31.0	-18.4
軽 油	使用量 (L)	2,445	1,241	2,194	657
	排 出 係 数	2.58 t-CO ₂ /kl			
	排 出 量 (t - C O ₂)	6.308	3.202	5.661	1.695
	削 減 率 (%)	基準年度	-49.2	-10.3	-73.1

第3章 温室効果ガス排出の抑制対策

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、次に掲げる取組を推進します。

1 電気の使用・電化製品の購入

- (1) 昼休み及び残業時等は、支障のない範囲で必要最小限の照明をします。
- (2) 庁舎内の温度は、冷房の場合は28℃、暖房の場合は20℃を目安にします。
- (3) エレベーターの使用を控え、階段を利用します。
- (4) パソコン、コピー機等の事務機器は、省エネ型で環境負荷の少ない製品を導入または購入します。
- (5) 不要なOA機器の電源は、オフにします。
- (6) 自然エネルギーを利用した設備を導入します。
- (7) 電気製品等の故障については、修理に努め、長期間使用します。
- (8) 省エネルギー対策として、グリーンカーテンや屋上緑化に取り組みます。
- (9) 照明器具は、LED等省エネ型機器への切り替えを促進します。
- (10) 冷蔵庫等の温度管理は、こまめに行い、節電に努めます。

2 紙の購入・印刷物の発注

- (1) コピー用紙の購入にあたっては、※総合評価値80以上の用紙を購入します。
- (2) 印刷物の作成及び発注にあたっては、古紙配合率50%以上で白色度のより低い再生紙を使用します。
- (3) ファイル及びノート等の紙製品は、古紙配合率50%以上で白色度のより低い再生紙を購入します。
- (4) トイレットペーパーは、古紙配合率100%で白色度のより低いものを使用します。
- (5) 原則として、両面コピー、縮小コピー及び両面印刷を行います。
- (6) 使用済み用紙の裏面を再利用します。
- (7) 使用済み封筒を再利用します。
- (8) 文書・資料の簡素化及び作成部数を最小限にします。
- (9) 裏面利用可能な用紙ボックスを設置します。

※総合評価値とは、古紙配合率、森林認証材・間伐材パルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす考え方です。

3 水道

- (1) 水道を使用するときは、日常的に節水に努めます。
- (2) リサイクルプラザ内の樹木への散水は、できるだけ雨水を利用します。

4 車の使用・購入

- (1) 不要なアイドリングの中止を徹底します。
- (2) 急な発進や停止を行わず、燃費の向上に努めます。
- (3) タイヤの空気圧調整等の定期的な自動車の整備を励行します。
- (4) 短距離の移動には、徒歩や自転車の利用を図ります。
- (5) 出張等は、公共輸送機関の利用に努めます。
- (6) 公用車の利用の合理化等により燃料使用量の低減に努めます。
- (7) 公用車を買う際は、低公害車を積極的に導入します。

5 廃棄物の処理

- (1) ごみの減量・リサイクルを推進します。
- (2) 使用済みの用紙類の分別回収ボックスの活用を徹底します。
- (3) 冷蔵庫や公用車などフロンを使用した機器を廃棄するときは、フロン回収及び適正処理を指示します。

6 グリーン購入の推進

- (1) 鉛筆及びボールペン等の文具並びにその他の事務用品は、廃木材及び廃プラスチック等の再生材料から作られた製品など環境負荷の少ない製品を購入します。
- (2) 詰替可能な製品を優先的に購入し、使い捨て製品の購入を控えます。
- (3) 「エコマーク商品」((財)日本環境協会作成)、「グリーン購入ガイドブック」(グリーン購入ネットワーク作成)、「グリーンマーク商品」((財)古紙再生促進センター)等を参考に環境負荷の少ない製品を購入します。

第4章 推進体制及び実施状況の点検・公表等

1 推進体制

本組合では、「北河内4市リサイクルプラザ温暖化対策推進本部「以下「推進本部」という。」を設置し、推進本部において本計画の定期的な取組状況の点検・評価を行い、事務局職員全員で地球温暖化防止の推進を図ります。

なお、運転管理等業務委託に係る業務に関しては、委託受託者に協力を求めます。

本部長	事務局長
委員	事務局課長、事務局施設担当職員
実行者	事務局職員

2 職員に関する研修・啓発等

推進本部は、職員を対象に地球温暖化対策に関する研修を計画的に実施するとともに、環境負荷の少ない製品の購入や使用を促進するため、職員に対して情報を提供することとし、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

3 実施状況の点検・公表等

本計画の取組状況は、以下に掲げる項目について、毎年度の年間使用量等を把握してとりまとめ、計画の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）を点検し、ホームページで公表します。

- (1) 用紙類購入枚数(A4換算)
- (2) 電気使用量
- (3) 車の燃料使用量
- (4) その他温暖化対策実行計画のとりまとめに必要な項目

4 計画の進行管理

本計画は、推進本部のもと、温室効果ガスの排出抑制を推進し、削減目標を達成するため、継続的に改善していきます。点検・評価の方法は、PDCAサイクルにより実施します。

- (1) PLAN（計画）：本計画の策定及び改定
- (2) DO（実行）：温室効果ガスの排出抑制に向けた取組の実施
- (3) CHECK（点検）：取組実績の把握及び、結果の点検・評価・公表
- (4) ACTION（見直し）：目標数値や取組内容などの見直し